平成２９年（フ）第３２８号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘５丁目27番11―302号　ベルメゾン鶴ヶ島、前住所埼玉県ふじみ野市新田２丁目４番15号
債務者　石田紀世美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５５３号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目５番５号　ウッディアリヤマ105、前住所埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番８棟204号
債務者　三井　尚人
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５６１号
埼玉県入間市大字新光244番地１　ラ・プリジアＢ102
債務者　佐藤　良太
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４８号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木5349番地　サングリーン和田山101―203号
債務者　高根　幹枝
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２０３号
釧路市中園町13番23号　独立行政法人労働者健康安全機構　釧路労災病院、住民票上の住所北海道白糠郡白糠町東１条北５丁目２番地39
債務者　大塚　重喜
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２０５号
北海道釧路郡釧路町新開７丁目33番地　マル義ハイツ２階
債務者　今　　裕美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第５５９号
埼玉県川越市南台３丁目11番地１（メゾンドム南台331号室）
債務者　渡邊　哲史
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８７号
千葉県山武郡横芝光町傍示戸338番地
債務者　土屋　文子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第９２号
千葉県大網白里市ながた野１丁目20番地２　メゾンながた野Ａ302
債務者　山口　幹夫
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
千葉県東金市下武射田2253番地４　パークテラス202号室
債務者　髙橋　弘男
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第７０号
岐阜県土岐市駄知町1492番地の１
債務者　水野久美雄
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第７９７号
堺市堺区中之町西２丁２番28―201号、前住所堺市堺区榎元町１丁３番８号
債務者　加賀山史朗
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８３６号
大阪府松原市東新町５丁目２番７号
債務者　清水　容平
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４３号
大阪府寝屋川市松屋町18番18―717号
債務者　大島　良美（旧姓池島）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４５号
堺市中区深井北町3493番地７
債務者　西田　直子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８４７号
大阪府藤井寺市小山１丁目１番40号
債務者　服部　博子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５０号
堺市中区堀上町708番地　ベルシュライン102号
債務者　関　　一美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係